

## 議案第43号

八幡浜市立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

### 記

八幡浜市立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市立武道館設置及び管理条例（平成17年条例第110号）の一部を  
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第8条 武道館の利用は時間単位とし、1時間につ き <u>760円</u> の使用料を前納しなければならない。 ただし、市長が特に認めた場合は、使用料を後納 させることができる。	(使用料) 第8条 武道館の利用は時間単位とし、1時間につ き <u>750円</u> の使用料を前納しなければならない。 ただし、市長が特に認めた場合は、使用料を後納 させることができる。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市立武道館設置及び管理条例第8条の規定は、  
この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に  
係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

